

千葉家庭裁判所委員会議事概要

1 日時 平成27年7月6日(月)午後2時から午後4時まで

2 場所 千葉家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員) 小川裕二, 金子英孝, 後藤弘子, 佐久間達哉, 佐野正利, 篠塚泉,
大門匡, 高梨園子, 比佐和枝, 平山光子, 村上典子

(五十音順, 敬称略)

(オブザーバー)

神坂尚少年部総括裁判官, 秋山譲首席家庭裁判所調査官, 芦澤政子
次席家庭裁判所調査官, 今村彰家事首席書記官, 堀井律少年首席書
記官, 継田剛史事務局長, 早稲田浩総務課長

4 テーマ

少年審判手続における教育的機能について

5 議事

□ 交代委員の紹介

前回の委員会から本委員会までの間に交代があった委員(中村修一委員(欠席), 金子英孝委員, 比佐和枝委員, 吉開真一郎委員(欠席))について, 早稲田総務課長から紹介された。

□ 前回の委員会の資料についての補足説明

千葉家裁家事部の今村彰家事首席書記官から, 前回の委員会の資料(統計数値)について補足説明が行われた。

□ 意見交換等

ア テーマについて

委員長から, テーマの趣旨について説明があった。

イ 少年審判手続における教育的機能及び教育的措置について

千葉家裁少年部の神坂尚少年部総括裁判官及び芦澤政子次席家庭裁判所調

査官から、少年審判手続における教育的機能及び教育的措置について説明があった。

ウ 協議の要旨（■委員長，●委員，▲オブザーバー）

■ 委員長

これまでのところで御質問等ございませんか。

● 委員

例えば、就労支援等の活動について、どういう身分の少年に行っているのでしょうか。全ての活動が同じ身分の少年に対して行われているわけではなく、観護措置中か否かといった違いによってやるべきことが異なると思うのですが、どうなっているのでしょうか。

▲ オブザーバー

いわゆる在宅事件、これは少年が家から通って調査や審判を行う事件ですが、このような少年については、街頭清掃活動や就労支援活動を行って、その効果も踏まえて最終的に処遇を判断することになります。また、観護措置を執られて在宅試験観察となっている少年について、街頭清掃活動や就労支援活動を行うこともあります。いわゆる簡易送致の少年は、一般的には調査や審判を行わないので、対象に入っていません。

● 委員

少年にとってどのような活動がよいか、調査の段階で判断することになるかどうかと思いますが、どのように選んでいるのか、基準があれば教えていただけますでしょうか。例えば、万引きした少年は万引き防止講習、自転車窃盗をした少年は自転車窃盗等防止講習というように、類型的な場合は分かるのですが、その他の活動についてはどのような基準で選んでいるのでしょうか。

▲ オブザーバー

教育的措置には大きく分けて講習型と体験型とがありますが、いわゆる講習型は、非行事実、前歴の有無で概ね選別しております。街頭清掃活動やフラワーオ

ペレーションといった体験型は、少年の資質は考慮しますが、それ以外に例えばこういう非行を対象にしているといった明確な基準はないと言ってよいと思います。

また、調査の過程で、調査官は少年や保護者と面談を重ねるわけですが、その調査官の裁量的な判断も大きいところでもあります。一般的には、対象となる少年は自己イメージの悪い少年、自分は何もできないと思っている少年が多いです。面談を重ねていく中でそういうタイプの少年を選別した上で、いずれの活動も限られた日程で実施しているので、その日程に参加可能な少年に対して勧めております。

▲ オブザーバー

少年の性格からの向き不向きと言いますと、集団で行動したときに粗暴になるような少年は避けておりますし、社会で孤立しがちな少年には活動に参加してもらい、様々な人とのつながりを感じ、社会の役に立てた実感を持ってもらえるとよいと思っています。フラワーオペレーション等は長時間、親子で作業しますので、親子関係に問題がある親子に参加してもらおうと、これをきっかけとして親子関係が改善される場合もあります。

■ 委員長

審判を行って処遇を決める場合は分かりやすいのですが、少年事件には審判不開始という場合もあります。これは、検察庁から家裁に対して事件が送致されて、家裁で調査官が調査をするわけですが、調査の過程で事情を聞いたところ、非行の態様も軽微であって、一過性のものであると判断されれば、審判を開くまでもなく終了するというケースで、少年事件では結構多いところですが。街頭清掃活動等の教育的措置を行って、大丈夫と判断されれば、最終処分として審判不開始となるという場合もあります。更に、こういった活動を行ったのを見た上で、審判を開いて、裁判官の面前で大丈夫ということが確認できれば、保護観察等の保護処分にせず、不処分という流れもあります。そういった不処分となるのは教育的

措置の中でどれくらいの割合がありますか。

▲ オブザーバー

一般的に、体験型の教育的措置を講じた場合には、感想文を書かせていますが、本当にその体験が生きているのか、審判の場でも感想を確認することが多いと思いますので、審判を開いた上で不処分にするというケースがほとんどであろうと思います。まれに、そこまでの必要はないと判断した場合に審判不開始として終了することになります。

■ 委員長

このように、教育的措置を行うことは、最終的に裁判官の面前で審判を開くまでの過程において、非常に大きな効果を上げているというところを理解していただけたと思います。更に、審判を開いた上で、最終的な処分を留保する、試験観察という制度もあります。その過程で行われる補導委託については後ほど御説明いたします。

何か御質問がありますでしょうか。

● 委員

裁判所は、いつまでこの教育的措置に関わるのか、教えていただけますでしょうか。

▲ オブザーバー

教育的措置を取ることが可能な期間としては、事件が家裁に送致されて係属してから終局審判がされるまでの期間ということになります。終局審判というのは、審判不開始という形で事件が終了するか、実際に審判を開始して不処分にするか、あるいは保護処分の決定を行うか、全て含むわけですが、いずれかの決定がされるまでの全期間ということになります。

● 委員

就労支援というのは平成27年から開始したということですが、どういう少年を対象にして、どのような実績が出ているのでしょうか。

▲ オブザーバー

対象とするのは、それほど非行性が進んでいなくて、無職であったり転職を繰り返している少年ということになります。実績としては、まだ3ケースしか行っていなくて、そのうち2ケースは就労にまで至ったのですが、あとの1ケースは就労に至らず事件が終了したため、その後の状況は分からないところであります。

● 委員

この就労支援はどのような背景で始めたのか、潜在的なニーズはどれくらいあるのでしょうか。

▲ オブザーバー

家裁に来る少年は無職であったり、転職を繰り返したりする少年が多いので、対象にする少年は多いという状況にあります。したがって、就労支援を行うことによって、家裁に事件が係属している期間に就労まで至るのが一番よいのですが、就労支援の課程において、少年友の会の大人が関わってくださるので、そういった社会経験豊富な大人と接する体験の意義にも非常に大きいものがあると思います。少年友の会の方と働く意味を真剣に話し合ったり、様々な仕事があることを教えていただいたりします。また、大人ときちんと話せただけでも自信が持てる少年もいまして、社会に出ていくことに前向きになれる、そのような効果が大きいところですよ。

■ 委員長

最終的に就労まで行けばよいのですが、その過程も大事であるということです。御質問でなくても、他にもこんなことをというアイデアでも、御意見があればいただけると幸いです。

● 委員

他にこんな職業と当たりをつけているものはあるのでしょうか。

▲ オブザーバー

こういった就労支援の対象となるのは、そもそもどんな仕事を探せばよいか自体

が分からない、あるいは仕事があったとして、応募の仕方が分からないという少年を対象にしておりますので、特定の職場に当たりをつけているわけではありません。どちらかと言えば、仕事に就くまでのノウハウを身に付けてもらうことが現在の活動の中心と御理解いただければよいです。

● 委員

就労支援も大事だと思うのですが、最終的には学業の支援が大事かと思うんです。就職するにも高卒資格がないとなかなか難しいと思われるところで、少年院でも高卒程度の資格を取ろうとさせている中で、在宅の少年は在学中や高校中退が多いと思われます。学業を続けるような、あるいは学業に戻るための支援ができるといいのではないのでしょうか。学生ボランティアの学習指導といった支援は高校受験のサポートと記憶しています。裁判所がどこまで関わるができるかは難しいとは思いますが、16歳から18歳くらいの高校生の年代の少年に対して、高卒程度の資格を取らせる学習支援を拡大する方向はできないかと思いますが、いかがでしょうか。

▲ オブザーバー

基本的な方向としてはおっしゃるとおりかと思います。審判の場においても、高校中退しているが、これから通信制か定時制の高校に行こうか迷っているという少年に対しては、高卒資格を有していることは今後の人生に重要になると思うので、可能であれば高校に復学するよという働きかけは常に行っているところです。一番重要なのは本人の意思ですので、調査や審判を通じて働きかけは行っていますが、具体的な方策として学習支援ということが可能かどうか、検討の余地があると思います。

もっとも、それまでの経歴等から、本人に学校に行く意思がなく、自立して働きたいという少年に対して就労支援を行っているわけでありまして、どうするか迷っている少年に対して働くよという就労支援を行っているわけではないところは御理解いただきたいと思います。

▲ オブザーバー

大学生による学生ボランティアでは、試験観察中の中学生や高校生の少年に対して、1、2週間に1度、調査官面接の後に勉強を教えてもらっています。勉強についてはもちろんですが、お姉さん、お兄さんの立場の人を見てモデルとしてもらうという効果もあります。

エ 補導委託について

千葉家裁少年部の神坂尚少年部総括裁判官及び芦澤政子次席家庭裁判所調査官から、補導委託について説明があった。

オ 協議の要旨（■委員長，●委員，▲オブザーバー）

■ 委員長

補導委託はより強力な教育的措置と言えるかと思います。典型的なケースとしては、非常に問題があって観護措置決定を行った少年について、少年鑑別所における心身鑑別や、調査官調査を経て、最終的な処分を判断する際に、まだ社会内での処遇が可能ではないか、そういった検討の中で出てくるのが一番典型的かと思っています。補導委託の対象とする少年の難しさ、補導委託先の確保の問題等がありまして、皆様の御意見やアイデアをいただければと思います。

● 委員

職業の中で、若者の好きなIT関連の事業所や会社や、若い起業家の事務所等は今までなかったのでしょうか。

▲ オブザーバー

これまでは実績はないと思います。實際上、補導委託の場合、補導委託先に住み込んで、日常生活についてもある程度、受託者の監督を受けながら、という形になりますので、そのような施設を有していないと対応が難しいところがあります。IT関連企業の場合、そのような施設の関係で、今までは実績がなかったところと思われますが、少年の適職を見つけるという意味では、一つの方法と思われます。

● 委員

今の若い人はIT関連に興味を持っていて、長く職に就いている人が多いので、考えてみてはどうかと思ったところです。

■ 委員長

場合によっては、短期補導委託という選択もあると思います。

● 委員

補導委託の昨年の実績はどのくらいでしょうか。

▲ オブザーバー

昨年は少なくても7件、その前の年は12件です。平成17年までは20件台だったところ、その後は10件台や一桁になる年もあるというところです。

● 委員

開拓するにしても、定期的に少年を送ることができなければ補導委託先としても続けるインセンティブがないのではないのでしょうか。裁判所としてはどれくらいの人数が行ける補導委託先を想定しているのか、積極的に開拓して増やしていくということか、方向性としてどのように考えているのでしょうか。

▲ オブザーバー

難しい問題で、基本的には件数の問題ではないと考えています。補導委託の件数の傾向は、非行全体の減少傾向を反映している部分もありまして、補導委託を必要としている少年の比率はむしろ増えているとも言えると思います。確かに、せっかく補導委託先としてお願いしても、少年をなかなか送らないというケースはあるかも知れませんが、少年の問題の多様化を考えますと、そもそも自分の将来をどう考えているかさっぱり分からないといった、ある意味、無気力な少年が見受けられる中で、そのような少年に、将来のビジョンを考えてもらうためには、少年に見合った補導委託先が必要と考えています。裁判所としては、少年の問題性の多様化から、補導委託先を順次開拓していければと思っております。

▲ オブザーバー

使える補導委託先がないと、別の在宅試験観察を選ばざるをえないということがありますので、他の家裁の補導委託先を使わせてもらっているところです。そのようなわけで、もう少し自庁として補導委託先を確保しておきたいと感じるところです。

■ 委員長

従来と同じような考え方では、新たな開拓が難しいと思われるところです。

● 委員

付添人の立場からは、試験観察中に、何とか少年院送致を回避しようと就労先を探すわけですが、だいたい親の知り合いや親戚になり、少年に甘えも出るので、全く関係ない補導委託先があれば、少年のためにも非常によい気がします。弁護士が探した所を裁判所が再度働きかければよいのではないかと思っていたのですが、既に裁判所で働きかけをしても増えていないということで、困ったことだと思います。民間の補導委託先が1か所というのは驚いたところです。やはりバラエティに富んでいれば、補導委託にしたい案件が多くなるのではないかという気がします。

補導委託先の開拓のため、青年会議所や商工会議所等に働きかけるという方法も有効ではないでしょうか。

● 委員

商工会議所にも青年会があつて、若い元気のいい経営者はたくさんいますので、こういった説明会をしていただいた方がよいと思います。

● 委員

典型的な委託先以外に全国でユニークな委託先はあるのでしょうか。例えば、病院や福祉関係はあるのでしょうか。

▲ オブザーバー

個人の医院で預かっている所は聞いたことがあります。仕事としては、主に事務補助や掃除のようです。

● 委員

放送関係ですと、制作会社等の裏方はたくさんありますが、ほとんどが徒弟制度なので、ふさわしいかどうかというところです。

● 委員

これまでの、教育的、親方的な所に偏るといふ発想を変える必要があるのではないのでしょうか。保護観察も同じようなことがあって、例えば飲食店でも、おしやれな、少年のニーズに合っていて、かつきちんとしている所はあるのではないのでしょうか。従来の身柄付き補導委託に縛られずに、ただ、家裁が行うわけなので、適切な所である必要はあるかと思ひます。

■ 委員長

身柄付き補導委託にするといふのは、単に職業だけの問題ではなくて、環境を変えましようといふこともあって、場合によっては、家族関係の問題から帰る場所がない少年もいるわけです。また、家から通える少年でも、身柄付き補導委託が適しているといふ場合もあります。

▲ オブザーバー

帰す先がないといふ少年は結構いますので、身柄付き補導委託は必要なところ
です。

▲ オブザーバー

就労の習慣を身に付けさせるといふ以外に、親がこれまで散々甘やかして、きちんとした人付き合いの基本ができていない少年をしつれたり、不良交友から引き離すといふ効果もありますので、親元から一旦引き離すといふ従来型の補導委託は通常かと思ひますが、今後、通所型も可能であれば検討する余地はあると思ひます。

● 委員

補導委託の期間が終了した後に、引き続き就労することはあるのでしょうか。

▲ オブザーバー

そのまま店員として雇ってもらったという例はあります。

■ 委員長

補導委託先でうまく回ると、次に補導委託で来た少年の良き先輩となる場合もあります。

今回のテーマについては、今後も引き続き御意見をお寄せいただければと思います。本日は、貴重な御意見ありがとうございました。

□ 次回委員会のテーマの選定

今回は、平成28年2月ころに、家庭裁判所調査官に関するテーマとすることで、全委員の賛同が得られた。